

広島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十一月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第二項中「第九項」を「第十項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。